

# 総務企画常任委員会

令和3年12月8日（水）



## 総務企画常任委員会

定例会名 令和3年第4回定例会  
招集日時 令和3年12月8日(水) 午前10時  
招集場所 議場

出席委員 7名  
委員 長 藤田尚美  
副委員 長 遠藤憲子  
委員 黒木のぶ子  
" 石原幸雄  
" 市川圭一  
" 諸橋太一郎  
" 北島登

欠席委員 なし

議会事務局出席者  
書 記 杉山正光  
書 記 飯田晴男

## 令和3年第4回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

### ○ 総務企画常任委員会

意見書案第14号 土地利用規制法等の強化改正を求める意見書の提出について

意見書案第15号 文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書の提出について

請願第 5号 公共工事の発注に係わる指名業者の選定に際して、地場産業育成の観点から、市内業者を優先すること等を求める請願

午前10時00分開会

○藤田委員長 おはようございます。

ただいまから総務企画常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は、

意見書案第14号 土地利用規制法等の強化改正を求める意見書の提出について

意見書案第15号 文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書の提出について

請願第5号 公共工事の発注に係わる指名業者の選定に際して、地場産業育成の観点から、市内業者を優先すること等を求める請願

以上3件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。

これより議事に入ります。

意見書案第14号、土地利用規制法等の強化改正を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第14号について、意見のある方は御発言願います。北島委員。

○北島委員 この意見書案の中では外国人の所有を禁じているという内容になっていますけれども、国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律について見てみますと、既にこの法律案の条項の中に土地に関する権利の全ての取引について規制がかけられるという内容になっています。所有権を移転し、または地上権、永小作権、質権、使用賃借による権利、賃貸借もしくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、もしくは移転することその他政令で定める権利の変動並びに土地の区画形質の変更をいうというふうに規制されています。これは外国人に限らず日本人についても適用されるものであって、殊さら外国人の所有を禁じるということを新たに付け加えるという請願については、ちょっと疑問に思うんですが、その点についてお尋ねします。

○藤田委員長 意見です。（「はい、意見です」の声あり）意見ですので。

石原委員。

○石原委員 おはようございます。私は提案者になっておりますので本来は質疑ということはないのかもしれませんが、あえてお尋ねしたいという御要請がございましたので、御発言をさせていただいても、委員長、よろしいですか。

委員長の許可を得ましたので、考えを再度述べさせていただきたいと思います。

まず所有権という言葉が出ましたが、よく意見書を御覧いただきたいんですが所有権には限定してございません。所有権等という表現になっているかと思えます。ということで、これが通った場合どのような法律内容、規制内容にするかは立法政策の問題であって、私共の関知するところではないということがまず1つ目の回答になります。

それから、なぜ外国人に限定をしているのかということでございますけれども、昨日の本会議

場でも申し上げましたように、外国人の方と日本人の方の土地に対する考え方というものがいろいろ差異があろうかと思えます。それで外国人の方については、例えば耕作をした場合に途中でそれを放棄してしまって、余計にその土地が荒れてしまったり、また昨日も申し上げましたように、有害な農薬等を農地について使われた場合、環境汚染や土壌汚染、そういう諸々の心配が、懸念がされてくるということをございまして、そのような意味からも、これはやはり一定の制限をかけざるを得ないだろうという判断の下にこういう意見書を提出したものでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○藤田委員長 意見のある方は御発言願います。黒木委員。

○黒木委員 以前、2年前ですかね、やはり外国人が日本の国土を買いあさっているということで議論になったわけですけども、それにつきましては例えば千歳空港の、あそこは軍事と民間と一緒に官民一体で併用されているという、そのそばに外国人がどういう目的かは知りませんが、土地を所有した場合、極めて日本の防衛に差し支えるであろうというような議論の中で、国会におきましては棚上げというような状況になりましたけれども、今提案者である議員のほうから説明をいただきましたけれども、今外国人が日本の耕作等、あるいは自分の住居という形で土地を取得した場合につきましては、いろいろ考えれば外国人の人たちが今おっしゃるように放棄した場合はとか、そういうものを考えると、やはり今グローバル、日本人がハワイにいっぱい別荘を買うというような時代におきまして、ちょっとその辺が問題視になってくるのかなということで、懸念されるような状況におきましては国がしっかりとその辺の政策をしなければならぬんですが、今説明をいただいたようなことであれば、何らこれを国のほうに意見書として出す必要性はないかなというふうに思いますが、先ほど言いましたように、目的があって意図的に外国の人が土地を買いあさるといふこと、この件についてはどちらが優先すべき内容なのか、ちょっと判断に困るわけなんですけれども、私的には畑とか住居を構えるということについては、それは許容範囲ではないかというふうに考えます。

以上です。

○藤田委員長 ほかに御意見ある方御発言願います。石原委員。

○石原委員 今、黒木議員が住居という言葉が使われましたが、私が今回提案しているものの中には住居は入ってございません。別に外国の方がどこに住もうがそれは自由なので、それは対象にしていないということであって、その点は誤解のないように申し上げておきたいと思えます。

○藤田委員長 ほかにございせんか。北島委員。

○北島委員 ここでやっぱり外国人という一くくりでやっているという問題があると思えます。この大本になっている重要土地等調査規制法、これについては日本弁護士連合会も会長声明で反対の態度を出しているんですが、重要施設に指定する場合の定義そのものがあいまいで、そのほとんどが政令によって決められる。政令は国会を経る必要がないので恣意的な運用がなされるおそれもあるということです。そして、外国人という形で特別に強化するという点については、既に国内法で様々に土地利用、土地の使用については法律が定められていますし、農地を守るとい

う点では、外国人に限らず日本人、そして株式会社の農業への参入とかということも、先ほど石原委員から説明があったような、もうけがなくなれば引き上げる、土地をそのまま荒らしたまま、というケースも一部に出ているわけです。ですから、そういったものは外国人ということを殊さらここで掲げるというのは、どうも最近はやっているヘイトや外国人差別の助長につながるんじゃないかという危惧を持っております。ですからこの意見書はやめたほうがいいというふうに思います。

以上です。

○藤田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で、意見書案第14号についての意見を終結いたします。

次に、意見書案第15号、文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第15号について、意見のある方は御発言願います。黒木委員。

○黒木委員 この意見書案15号につきましては、この意見書に書かれている内容はまさにそのとおりだと思います。しかしながら、国会がもう一度21日までですか、開かれる中で、方向性が決まっていくような今日この頃の新聞等のニュース、それを後づけみたくても決まっちゃったものを持っていくというというのは、戦いが済んだ後に武器を持ってきたぞほれとかいう感じでやるというのも、ちょっと時期的に遅いかなということなんです。そういうふうに思います。

○藤田委員長 ほかにありませんか。石原委員。

○石原委員 今、黒木委員がおっしゃったことはごもっともなことであろうかとは思いますが、それでも確かに出されたものを尊重しようという立場から考えれば、議会の意思として、これは提出をして賛成をせざるを得ないのかなという気がいたしております。

以上です。

○藤田委員長 ほかにありませんか。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 私もこの内容については述べていることはそのとおりだと思います。税金の使われ方という点でいいますと、よく私どもが言っております政党助成金、そのほうが国民の税金の使われ方という大きな問題というふうに感じます。この文通費、議員1人当たり100万円、年間でいうと1,200万円ということなんです、議員の年収、それが1人当たりになりますと約6,000万円というふうなことも言われております。そういう問題からしますと、やはりこの私どもの政党助成金というのは、同じ国民の税金の使われ方からすると、赤ちゃんからお年寄りまで1人当たり250円、金額的にそのぐらいと言っていますが、今国で言われているのは320億円、そういうような金額が各政党に配られるということ、しかも私ども共産党は受け取りを拒否しておりますが、その税金の残ったのを国庫に返済はしないで、さらにそれを各政党で分け取りをするという、大変これは憲法違反の制度でありますので、こういうものに触れていただくのはありがたいことですが、もっと大きくそういうような問題を抱えているというところでは、そこまで踏み込んでほしいなということが私どもの意見でございます。

以上です。

○藤田委員長 暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩

---

午前10時14分開議

○藤田委員長 再開いたします。北島委員。

○北島委員 先ほど国会で終わってからというような意見も出ましたが、この求めている内容4項目、これが全て今回国会できちんと決まるかというのは甚だ疑問な点があるので、やっぱり牛久市議会としてこういう内容で今後もちろんしてほしいという意見を出すのは有効だと思います。

○藤田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で、意見書案第15号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で討論を終結いたします。

これより付託されました意見書案につきまして順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第14号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 可否同数であります。委員長は提案のとおり可といたします。よって、意見書案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第15号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 可否同数であります。委員長は否とします。よって、意見書案第15号は否決されました。

次に、請願第5号、公共工事の発注に係わる指名業者の選定に際して、地場産業育成の観点から、市内業者を優先すること等を求める請願を議題といたします。

請願第5号について、意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 この請願の提案理由をしてみると、もっともだなというふうに思っております。特に地場産業育成というのは大事なことであろうかと思っております。その理由の一つとして、近年は災害、特に大地震や集中豪雨、ゲリラ豪雨、こういうものがいつ牛久市に発生してもおかしくはありません。そういうときに実際にどこの道路が壊れた、どこの河川が氾濫したとかいって、一番最初に駆り出されてお手伝いをするのは地元の業者さんということにならうかと思っておりますので、そういう意味からもこの地場産業育成というのは一番自治体が力を入れなければいけないことの一つであろうかというふうに思っておりますので、至極当然な、真っ当な請願であろうかというふうに

思っております。

以上でございます。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 ただいま石原委員のほうからご意見を述べられたわけですが、今現在牛久市の公共事業に関しましては、できるだけ地場産業育成という観点から発注していると思うんですが、やはりどうしても地場の産業では十分に事業が成り立たないというような場合があります。そうした場合におきましては、やはり外部の業者を利用するというでなっていくと思うんですね。今までそんなに地場で事足りるような事業に対して、あまりパージするというか除外して外部市外の事業者が発注したというような状況は、議会に提出されております議案の中では考えられなかったんですが、提案した方にちょっとその辺を聞ければなど。あまりそちらのほうに詳しくないので、ということなんです。

以上です。

○藤田委員長 ほかにありませんか。諸橋委員。

○諸橋委員 私もこの請願のとおりだと思っております。地域経済活性化のためにも地場産業育成というのは必要不可欠だと思いますので、この請願はごく当たり前の請願だという意見です。

以上です。

○藤田委員長 ほかにありませんか。北島委員。

○北島委員 私もこの地場産業の育成、特に建設業なんかは非常に経営が今難しくなっているので、それには賛成です。ただ、この請願項目の2項目、入札の不調や辞退を回避する一環として、その2の工事現場の施工条件に応じた適正な価格を計上すること、工事施行後に発生した変更工事について適正な契約変更を行うこととか、なかなか入札制度そのものを予定価格をつくる際も非常に細かな規定があって、恣意的に動かせない部分が多いので、ここはなかなか技術的に難しいという側面があると思いますが。入札制度については国や地方自治体がそれぞれいろいろやっていますけれども、私は独立行政法人に勤務していて発注する側でしたからあれですが、一方的な指名競争入札じゃなくて、公募型指名競争入札というやり方があります。それは今度こんな工事を発注しますよということを言って、参加したい業者は入札参加申込書を出す、そしてその業者が必要な要件、参加資格がちゃんとあればそれを指名すると、そういった方法、若干2週間ほど入札事務期間が必要になってきますけれども、そういったことも取り入れることを検討してはどうかというふうな思いでおります。やっぱりこの請願は本当はそういうことも含めて書いてくれていたらよかったのになという思いがありますけれども、これは採択するべきではないかというふうに思います。

○藤田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で、請願第5号についての意見を終結いたします。

続いて、請願第5号についての討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で、第5号についての討論を終結いたします。

これより請願第5号につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第5号は採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、請願第5号は採択することに決定しました。

○藤田委員長 以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は終了いたしました。

次に、本委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本委員会の継続調査事項であります市役所庁舎の現状と今後の対応については、去る11月8日に開催いたしました委員会において調査を行いました。今後も継続して調査をしていくべきとの意見がありました。

お諮りいたします。

市役所庁舎の現状と今後の対応についてを調査事項とし、本委員会の閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 御異議なしと認めます。よって、市役所庁舎の現状と今後の対応についてを本委員会の閉会中の継続調査とすることに決しました。

ただいま、継続調査することに決しました案件につきまして、本委員会は閉会中もなお継続調査を要するために、議長宛て閉会中の継続調査の申出をいたします。

最後に、委員長報告書についてお諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして総務企画常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時26分閉会